

預貯金者保護法に基づく補填金支払請求と 預金者の重大な過失、金融機関の無過失

新 井 剛

一、はじめに

筆者は、民間の判例搭載誌として最も定評がある「判例時報」社からの求めに応じて、東京地判令和 3 年 2 月 19 日判時 2537 号 16 頁⁽¹⁾（補てん金支払請求事件。以下、「本判決」と呼ぶ。）の判例評釈を公表した⁽²⁾。しかし、紙幅の制約から、割愛せざるを得なかった内容も多くあった。さらに、本判決の評釈という枠を超えて、より深い言及をしておくことが、議員立法により成立した預貯金者保護法をめぐる議論の成熟や、関連する問題に関する今後の法状況の行方にとって重要であると考えた。そこで、本稿では、本判決を契機として、預貯金者保護法に関する研究を公表し、関連する法問題に言及する。

二、本判決の事実の紹介

原告 X（昭和 6 年生。当時 87 歳の女性）は、平成 31（2019）年 2 月当時、息子家族と東京都 M 区 a にあるマンション（以下「自宅」という。）に居住し

(1) 本判決に関する評釈・解説として、松本博・判リマ 64 号 34 頁（2022）、水田直希・金法 2174 号 26 頁（2021）、吉岡伸一・銀法 884 号 12 頁（2022）、谷明典＝藤田俊輔・金法 2176 号 64 頁（2021）、谷本誠司・銀法 873 号 68 頁（2021）、加来輝正・金法 2178 号 6 頁（2022）がある。

(2) 判例時報 2567 号 126 頁（判例評論 776 号 12 頁）（2023）。

ていた。なお、Xは後見開始や保佐開始の審判を受けていなかった。被告Yは、偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（以下「法」という。）2条1項2号の信用金庫にあたる。

Xは、①平成31年2月19日午後1時頃、自宅に一人で居たところ、自称警察官Cから電話で、千葉県東金市のコンビニで、偽造されたXのキャッシュカードを用いて預金が引き出されたため、キャッシュカードを調べるので、Xが預金口座を開設する銀行名・口座番号及び暗証番号を教えるよう告げられた。そのためXは、Cに対し本件各口座に係る各金融機関名及び各口座番号並びに本件各カードの各暗証番号を知らせた。またXは、②同日午後3時頃、自宅を訪れた自称警察官Dから自宅玄関先で白封筒を差し出され、本件各カードを封入して封筒に保管しておくよう告げられた。そこでXが、本件各カードを当該封筒に入れたところ、さらにDから当該封筒に捺印をするよう告げられた。そのためXは、Dの居る自宅玄関先に本件各カードの入った当該封筒を置いたまま、印鑑を取るために自宅居室に赴いた。その際に、Dにより当該封筒を別の封筒（小売店のポイントカード3枚入り）にすり替えられ、Xは本件各カードを盗取された。

その後、同日から翌20日午前にかけて、何者かが本件各口座に対応する本件各カードを用いて、現金自動支払機により、次のとおり本件各口座から預金を払い戻した（手数料額等を含む。以下、下記（ア）の払戻しを「本件払戻し」という。）。なお、事件前約半年間のATM出金記録によると、Xは1か月に1回、1回あたり数万円の出金しかしておらず、明らかに異常な出金であった。

口座	合計払戻額
----	-------

（ア） 本件Y口座	200万0756円（19日に20万円・20万円・10万円の3回、20日に50万円・100万円の計5回で払戻し。）
-----------	--

(イ) 本件A口座 50万0108円(1回で払戻し。なおAはメガバンク
の1つ。)

(ウ) 本件B口座 95万9432円(2回で払戻し。なおBはメガバンク
の1つ。)

同月20日正午頃、Xが自宅に一人で居たところ、Yのa支店の社員から電話で、大金が支払われているが心当たりがあるか確認したい旨を告げられたので、同社員に対し引き出した覚えがない旨回答した。同日午後1時25分頃、Xは同社員、同支店副支店長らの来訪を受けた。そして、同社員らから、上記別の封筒を開封するよう依頼された。しかし、DはXに対して「絶対にこれを開けてはいけません。」「家族にもこのことは言ってははいけません。」などと告げていたため、Xはこれを信じ込み、Yの担当者らからの開封依頼を一旦は断っている。そのため、Yの担当者らが強く説得をして、Yは初めて開封した。そして、小売店のポイントカード3枚入りにすり替えられ、Xは本件各カードを盗取されて、本件払戻しがされたことを知らされた。そこで、同日午後2時頃、Xは目黒警察署に赴いて被害届を提出するとともに、同月28日までの間に、Yの求めに応じて、本件Yカードの盗取に関する状況について説明する等した。

Xから法5条に基づく補填金支払請求を受けたA銀行とB銀行はそれぞれ、Xに対し、前記(イ)、(ウ)の各合計払戻額の4分の3に相当する金額を支払った。Yは、平成31年2月28日頃及び同年7月3日、Xから法5条1項に基づき、前記(ア)のうち200万円の4分の3に相当する金額(150万円)の補填金支払請求を受けた。しかしYは、本件払戻しがXの「重大な過失」により行われたものであるとして、Xへの支払いを拒否した。

そこでXがYに対し、法5条に基づく補填金支払請求として、本件払戻しに係る合計払戻額200万0756円の4分の3に相当する金額である150万0567円及び平成31年3月1日から支払済みまで民法(平成29年法律第44号による改正前のもの)所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めたのが

本件である。

三、本判決の判旨の紹介

請求棄却。その理由は次のとおりである。

1 「法は、預貯金者の預貯金等契約に係る真正カード等が盗取された場合において、5条1項各号所定の要件を満たしたときは、当該預貯金等契約を締結している金融機関は、①原則として、当該預貯金者に対し、補填対象額（当該盗取に係る盗難カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻しの額に相当する金額のうち所定の要件を満たす額）の全額を補填する義務を負うものの、②当該機械式預貯金払戻しが当該預貯金者の過失（重大な過失を除く。）により行われたこと等を証明したときは、補填対象額の4分の3に相当する金額を補填する義務を負い、③当該機械式預貯金払戻しが当該預貯金者の『故意』により行われたことを証明したとき（同条2項本文）、当該機械式預貯金払戻しが当該預貯金者の『重大な過失』により行われたこと（同条3項1号イ）等を証明したとき等には、補填する義務を負わない旨を定めている（同条1～3、6項）。

法が、機械式預貯金払戻しが預貯金者の『故意』又は『重大な過失』により行われた場合については、盗難カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻しの額に相当する金額の補填義務を金融機関に課さないこととしたのは、法は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の防止のための措置等を講ずることにより、これらのカード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護を図り、あわせて預貯金に対する信頼を確保し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の安定に資することを目的とする（1条）ところ、当該預貯金者を保護する必要性が存しない、又は存するとしても僅少であると考えられる前記の場合にまで当該金融機関に補填義務を課することは、公平の見地から妥当でないことによるものと解される。このことに加えて、[A] 法律案の提出者は、その趣旨説明において、『重大な過失』について、典型的には、故意と同視し得る程度に注意義務に著しく違反する場合であり、具体的には、預貯金者が、暗証番号の管理に関して、①他人に暗証番号を知らせた場合、②暗証番号をキャッシュカード上に書き記した場合や、キャッシュカードの管理に関して、③自らキャッシュカードを安易に第三者に渡した場合、そして、これらと同等程度以上に注意義務違反が著しい場合に限定されると考えている旨の説明を行っていること……、[B] 衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会において法律案の可決に併せてされた各附帯決議も、前記説明とおおむね同様の内容を含むものであるこ

と……を併せ考慮すると、『重大な過失』とは、預貯金者において、真正カード等の管理、暗証番号の管理等に関し、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、自らの預貯金等契約に係る預金口座から機械式預貯金払戻しが行われる結果をたやすく予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、故意と同視し得る著しい注意欠如の状態をいうものと解される。」

2 (1)「ところで、キャッシュカードを用いて現金自動支払機により行われる預貯金の払戻し(機械式預貯金払戻し)については、本人に関する情報を搭載したキャッシュカードの所持(所持認証)及び暗証番号(記憶認証)の二重の認証機能その他の認証機能により本人確定を行い、不正な機械式預貯金払戻しの防止が図られているところ、キャッシュカード又は暗証番号のいずれか一つでも第三者に入手された場合、当該第三者又はその関係者によって、当該預貯金等契約に係る預貯金口座から不正な機械式預貯金払戻しがされる蓋然性が高い(〈1〉キャッシュカードを第三者に入手された場合には、当該キャッシュカード及び別途入手した暗証番号を用いるなどして、〈2〉暗証番号を第三者に入手された場合には、当該暗証番号及び別途入手した真正カード等又はその偽造カード等を用いるなどして、当該第三者又はその関係者によって、当該預貯金等契約に係る預貯金口座から不正な機械式預貯金払戻しがされる蓋然性が高い。)のであって、このことは、広く一般に知られているところである。法律案の提出者による趣旨説明において、預貯金者に『重大な過失』が認められる典型例として、預貯金者が、他人に暗証番号を知らせた場合、自らキャッシュカードを安易に第三者に渡した場合等が挙げられている……のも、前記の事実が広く一般に知られていることを前提としているものと考えられる。そして、Yを含む金融機関も、キャッシュカード又は暗証番号のいずれか一つでも第三者に入手された場合、当該第三者又はその関係者によって、当該預貯金等契約に係る預貯金口座から不正な機械式預貯金払戻しがされる蓋然性が高いことを前提に、そのような払戻しの事態が発生しないように、前記認定事実……のとおり、キャッシュカードを安易に他人に渡すべきでないこと、少しの間でも手元から離さないようにすべきであること、暗証番号を他人に知らせるべきでないこと等の注意喚起を行っている。」

(2)「また、本件払戻し当時はもとより法の制定当時においても、不正な機械式預貯金払戻しを行うことを企図した者が、預貯金等契約に基づきキャッシュカードの交付を受けた預貯金者から、警察官をかたるなどの詐欺的手段を用いて、当該キャッシュカードを受け取ったり、当該キャッシュカードの暗証番号を聞き出したりするという手口が横行しており……このことも広く一般に知られていた。このような手口の横行が広く一般に知られていることは、Yを始めとする全国の信用金庫等の金融機関において、ウェ

ブサイトにとどまらず、店舗内の各所へのポスターの掲示、ポケットティッシュの配布等の様々な手段を用いた上で、詐欺的手段に頻繁に用いられる具体的な文言を記載したり、イラストを用いたりして、預貯金者の注意を引くよう工夫を凝らして、警察官をかたるなどの詐欺的手段を用いた犯行に関する注意喚起を行っていること……からも裏付けられる。」

3 「以上を前提に、本件について検討する。

ア まず、Xは、平成31年2月19日午後1時頃、警察官をかたるCから、電話で、偽造されたXのキャッシュカードを用いて預金が引き出されたため、キャッシュカードを調べるので、Xが預金口座を開設している銀行名、当該口座の口座番号及び暗証番号を教えるよう告げられ、Cに対し、本件各口座に係る金融機関名及び口座番号並びに本件各カード（本件Yカードを含む。）に係る各暗証番号を知らせた（……前提事実……）。

前記……のとおり、[a] 暗証番号を第三者に入手された場合、当該第三者又はその関係者によって、当該暗証番号及び別途入手した真正カード等又はその偽造カード等を用いるなどして、当該預貯金等契約に係る預貯金口座から不正な機械式預貯金払戻しがされる蓋然性が高いこと、[b] 不正な機械式預貯金払戻しを行うことを企図した者が、預貯金等契約に基づきキャッシュカードの交付を受けた預貯金者から、警察官をかたるなどの詐欺的手段を用いて当該キャッシュカードの暗証番号を聞き出すという手口が横行していること、そして、[c] これらのことは広く一般に知られていることに鑑みると、Xは、わずかの注意さえすれば、警察官をかたるCに対して本件Yカードの暗証番号を知らせた場合、C又はその関係者によって、当該暗証番号及び別途入手した本件Yカード又はその偽造カード等を用いるなどして、本件Y口座から機械式預貯金払戻しが行われる結果となることをたやすく予見することができたのに、漫然これを見過ごし、Cから聞かされた偽造キャッシュカードによりXの預金が引き出されたとの事実についてYに対して事実関係の確認をするなどの措置を採ることなく、Cに対して当該暗証番号を知らせるという行為を行ったというべきである。

イ 次に、Xは、平成31年2月19日午後3時頃、自宅を訪れた警察官をかたるDから、自宅玄関先において、白い封筒を差し出されて、本件各カード（本件Yカードを含む。）を封入して封筒に保管しておくよう告げられ、本件各カードを当該封筒に入れたところ、さらに、Dから、当該封筒に捺印をするよう告げられたため、Dの居る自宅玄関先に本件各カードの入った当該封筒を置いたまま、印鑑を取るために自宅居室に赴き、その隙に、Dにより、当該封筒を別の封筒（小売店のポイントカード3枚が入ったもの）にすり替えられ、本件各カードを盗取された（……前提事実……）。

[A] 第三者の居る玄関先にキャッシュカードを置いたまま、その場を離れた場合、当

該第三者によって当該キャッシュカードを盗取される蓋然性が高いことは明らかであること（たとえ当該第三者が警察官を名乗っていたとしても同様である。）に加えて、[B] 前記……のとおり、[a] キャッシュカードを第三者に入手された場合、当該第三者又はその関係者によって、当該キャッシュカード及び別途入手した暗証番号を用いるなどして、当該預貯金等契約に係る預貯金口座から不正な機械式預貯金払戻しがされる蓋然性が高いこと、[b] 不正な機械式預貯金払戻しを行うことを企図した者が、預貯金等契約に基づきキャッシュカードの交付を受けた預貯金者から、警察官をかたるなどの詐欺的手段を用いて当該キャッシュカードを受け取るという手口が横行していること、そして、[c] これらのことは広く一般に知られていることに鑑みると、X は、わずかの注意さえすれば、D の居る自宅玄関先に本件 Y カードの入った封筒を置いたまま自宅居室に赴いた場合、D によって本件 Y カードを盗取された上、D 又はその関係者によって、本件 Y カード及び別途入手した暗証番号を用いるなどして、本件 Y 口座から機械式預貯金払戻しが行われる結果となることをたやすく予見することができたのに、漫然これを見過ごし、D を一旦自宅から退去させる、自宅居室に赴く際に本件 Y カードの入った封筒も携行するなどの措置を採ることなく、D の居る自宅玄関先に本件 Y カードの入った封筒を置いたまま自宅居室に赴くという行為を行ったというべきである。

ウ そうすると、前記ア及びイの各行為を行った X には、わずかの注意さえすれば、本件 Y カードに係る本件 Y 口座からの機械式預貯金払戻し（本件払戻し）が行われる結果をたやすく予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、故意と同視し得る著しい注意欠如の状態、すなわち『重大な過失』が認められる（なお、このように解することは、預貯金者が他人に暗証番号を知らせた場合及び自らキャッシュカードを安易に第三者に渡した場合には、当該預貯金者に『重大な過失』が成立すると考えている旨の法律案の提出者による法律案の趣旨説明（……認定事実……）にも沿うものである。）。

したがって、本件払戻しは、X の『重大な過失』により行われたというべきである。」

4 X の主張に対する判断

(1) 「X は、[A] 法は、高齢等により判断能力の低下した預貯金者については、金融機関において、本件のような詐欺的手段を用いた不正な機械式預貯金払戻しの手口やその予防策等に関して、一般に向けた広報にとどまることなく、電話やダイレクトメール等による当該預貯金者に対する個別具体的な注意喚起をしない限り、当該不正な機械式預貯金払戻しをされたことにつき『過失』が成立しないものとするを予定している旨主張し、[B] その論拠として次のア～エの主張をするが、これらの主張は、以下に提示するとおり、いずれも採用することができず、したがって、前記 [A] の主張も採用

することができない。

ア Xは、法は、1条において、『預貯金者の保護』を掲げていること、法律案の提出者も、衆議院財務金融委員会において、過失が認定されるのは実際上かなり限られた場合になる旨述べていたことからすると、『重大な過失』の認定は厳格にされるべきである旨主張する。

『重大な過失』の認定は厳格にされるべきであるとの原告の主張内容は、必ずしも明確ではないものの、『重大な過失』の成否に関する法の解釈及び認定に当たっては、可能な限り預貯金者の法5条に基づく補填金支払請求が認められるように行うべきであるというものであると解される。そこで検討すると、法律案の提出者の一人であるH議員は、法律案について、〈1〉過失が認定されるのは実際上かなり限られた場合になるものと考えている旨の趣旨説明をしている（……認定事実……）ものの、他方で、〈2〉預貯金者が他人に暗証番号を知らせた場合、自らキャッシュカードを安易に第三者に渡した場合等の注意義務違反が著しい場合には、当該預貯金者に『重大な過失』が成立すると考えている旨の趣旨説明をしている（同……）ことに照らすと、前記〈1〉のとおり趣旨説明がされているからといって、法律案の提出者が、『重大な過失』が成立する場合について、前記〈2〉のとおり示した場合以上に限定する趣旨であったと解することはできない。そして、原告の指摘する法1条の内容に照らしても、『重大な過失』の成否につき、法の文言、仕組み等や法律案の提出者の趣旨説明、附帯決議の内容等を踏まえた法の解釈及び認定を行うに当たり、殊更に預貯金者の法5条に基づく補填金支払請求が認められるように行うべきものと解することはできない。

したがって、Xの前記主張は、採用することができない。

イ Xは、法附則3条は、金融機関に対し、詐欺的手段で、キャッシュカードを盗取したり、暗証番号を聞き出したりする手口による不正な機械式預貯金払戻しの被害の発生防止に向けた注意喚起等の積極的な措置を講ずる義務を課している旨主張する。

法附則3条は、法の規定について、同条所定の諸事情を勘案し、法の施行後2年を目途として検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする旨を定めるものにすぎないから、同条が金融機関に対してXの主張する前記義務を課すものであるということとはできない（なお、法の施行後、同条所定の『所要の措置』として、金融機関に対して当該義務を課する旨の措置が採られたことを裏付ける客観的かつ的確な証拠も存在しない。）。

したがって、Xの前記主張は、採用することができない。

ウ Xは、法律案の提出者が、衆議院財務金融委員会において、預貯金者に過失を認める前提として、生年月日等の類推されやすい暗証番号を使用している預貯金者に対し

ては、金融機関からの電話やダイレクトメール等により、個別的、具体的に別の番号に変更するよう複数回にわたる働き掛けを行う必要があり、ポスター等による預貯金者一般に向けた広報では、預貯金者に過失を認める前提として必要な働き掛けに該当しない旨述べていたところ、詐欺的手段を用いた不正な機械式預貯金払戻しの手口やその予防策等の注意喚起についても同様に、預貯金者に過失を認める前提として、預貯金者に対し、金融機関からの電話やダイレクトメール等により、個別的、具体的に複数回にわたり行う必要があると考えられる旨主張する。

しかしながら、法律案の提出者の一人である H 議員は、法律案について、預貯金者の過失の成立を認める前提として、生年月日等の類推されやすい暗証番号を使用している預貯金者に対しては、金融機関からの電話やダイレクトメール等により、個別的、具体的に別の番号に変更するよう複数回にわたる働き掛けを行う必要があると考えている理由について、これまで、金融機関が生年月日等の類推されやすい番号の使用を容認し、その使用の危険性について預貯金者への説明が十分でなかったという経緯によるものである旨の趣旨説明をしている（……認定事実……）。これに対して、詐欺的手段を用いた不正な機械式預貯金払戻しの存在は、生年月日等の類推されやすい番号の使用に係る前記経緯とは何らの関連性がない上、法律案の趣旨説明においても、金融機関において、詐欺的手段を用いた不正な機械式預貯金払戻しの手口やその予防策等の注意喚起を行うべき旨はおろか、詐欺的手段を用いた不正な機械式預貯金払戻しの現状等についてすら言及されていない。そして、法の規定の内容等を通覧しても、法が、預貯金者に過失を認める前提として、X の主張するような注意喚起をすることを求めているものと解すべき確な根拠は見当たらない。

したがって、X の前記主張は、採用することができない。

エ X は、法律案の提出者が、衆議院財務金融委員会において、過失の前提となる暗証番号の管理等につき、高齢者等に若年者等と同様の対応を求めることは無理なため、金融機関が預貯金者の年齢や心身の状況に応じた助言や説明を行うなど、きめ細かな対応を行うことが必要と考えている旨述べていたところ、実際にも、金融機関の顧客には老若男女様々な判断能力を有する者がいることからすると、法は、預貯金者に過失を認める前提として、金融機関において、顧客の判断能力に応じたきめ細かな対応を行うことを求めているものと考えられる旨主張する。

そこで検討すると、法律案の提出者の一人である H 議員は、法律案に関し、過失の前提となる暗証番号の管理等については、高齢者等に若年者等と同様の対応を求めることは無理なため、金融機関が預貯金者の年齢や心身の状況に応じた助言や説明を行うなど、きめ細かな対応を行うことが必要と考えている旨の趣旨説明をしている（……認定事実

……)と、ところ、当該説明は、『過失の前提となる暗証番号の管理等については』との限定が付された上でのものであることに照らすと、預貯金者に過失を認める前提として、生年月日等の類推されやすい暗証番号を使用している預貯金者に対しては、金融機関からの電話やダイレクトメール等により、個別的、具体的に別の番号に変更するよう複数回にわたる働き掛けを行う必要があるとの説明(同……)を受けて、当該預貯金者に対し、当該働き掛けを行うに当たっては、前記のとおり『きめ細かな対応』を行うことが必要と考えている旨の説明をしたものと考えられる。このことは、法律案の提出者の一人であるI議員が、参議院財政金融委員会において、委員から、法律案について、金融機関が被害を受けた預貯金者の過失又は重過失などの判断に際しては、当該預貯金者が高齢者や認知が健常者よりも困難な人である場合には、この事情を考慮して判断されるのかとの質問をされたのに対し、〈1〉預貯金者の過失や重過失については、その判断の前提となる暗証番号の管理等の注意義務について、高齢者等に若年者等と同様のレベルを求め、一律の判断を行うのは適切ではないとの認識を持っており、このような認識の下に、暗証番号の管理について、金融機関が預貯金者に働き掛ける場面においては高齢者や社会的弱者等に十分な配慮がされることが必要であると考えているとした上で、具体的には、金融機関としては、生年月日等の類推されやすい番号を暗証番号として用いず、別の番号に変更するよう働き掛けを行ってもらわなければならない、この働き掛けを行うに当たっては、個々の預貯金者の年齢や心身の状況に応じた助言を行ったり、丁寧に繰り返し説明したりするなど、きめ細かな対応をすることが必要であると考えており、〈2〉法律案11条3項には、金融機関が預貯金者に必要な協力(同条2項)を求めるに当たっては、預貯金者の年齢、心身の状態等に十分配慮するものとする規定を設けたところである旨の答弁をするにとどまり(同……)、〈3〉預貯金者一般(すなわち、生年月日等の類推されやすい暗証番号を使用していない預貯金者を含む。)に対して、暗証番号の管理について、当該預貯金者の年齢や心身の状況に応じた助言や説明を行うなど、きめ細かな対応を行うことが必要と考えている旨の答弁をしているわけではないことから裏付けられる。もちろん、一般的には、金融機関において、預貯金者に対し、個々の預貯金者の年齢や心身の状況に応じた助言を行ったり、丁寧に繰り返し説明したりするなど、きめ細かな対応をすることが望ましいことはいうまでもない。しかしながら、前記のとおり法の立法過程における議論等に加えて、法の規定の内容等を通覧しても、法が、預貯金者に過失を認める前提として、金融機関において、預貯金者一般に関し、当該預貯金者の判断能力に応じたきめ細かな対応を行うことを求めているものと解すべき的確な根拠は見当たらない。

したがって、Xの前記主張は、採用することができない。」

(2) 「ア X は、衆議院財務金融委員会において、委員や参考人から、詐欺的手段を用いられたために第三者に暗証番号を知らせた事案について『重大な過失』を認めるのは非常に問題があるとの意見が述べられていたことからすると、法は、高齢等により判断能力の低下した預貯金者が巧妙な詐欺的手段を用いられて第三者に暗証番号を知らせた場合には、『重大な過失』を否定することを予定していると考えられる旨主張する。

そこで検討すると、平成 17 年 8 月 2 日の衆議院財務金融委員会において、K 参考人等から、暗証番号を詐欺的な手段が用いられたために第三者に暗証番号を知らせた場合にも預貯金者に『重大な過失』があると認定することには非常に問題があるとの意見が述べられるなどしているものの、この意見は、法律案が同年 7 月 22 日の同委員会及び同月 26 日の衆議院本会議で可決された後に述べられたものであることに照らすと、法の解釈に当たり重視することはできない。そして、法の立法過程における議論等に加えて、法の規定の内容等を通覧しても、法が、高齢等により判断能力の低下した預貯金者が巧妙な詐欺的手段を用いられて第三者に暗証番号を知らせた場合には、『重大な過失』を否定することを予定しているものと解すべき的確な根拠は見当たらない。

したがって、X の前記主張は、採用することができない。

イ X は、C が X から暗証番号等を聞き出した手段及び D が X から本件 Y カードの盗取した手段はいずれも巧妙であること、X は、本件払戻し当時、87 歳と高齢であるなど、判断能力が相当程度低下していたこと等を理由に、本件払戻しについては、X の『重大な過失』は否定されるべきである旨主張する。

しかしながら、前記……で説示したとおり、不正な機械式預貯金払戻しを行うことを企図した者が、預貯金等契約に基づきキャッシュカードの交付を受けた預貯金者から、警察官をかたるなどの詐欺的手段を用いて、当該キャッシュカードを受け取ったり、当該キャッシュカードの暗証番号を聞き出したりするという手口が横行していることは広く一般に知られていることや、その他に……説示したところに照らせば、仮に、C 及び D の各手段が巧妙というべきものであるとしても、X には、わずかの注意さえすれば、本件払戻しが行われる結果をたやすく予見することができた場合であるのに、漫然これを見過したような、故意と同視し得る著しい注意欠如の状態、すなわち『重大な過失』が認められるというべきである。

ところで、『重大な過失』につき前記……で説示したとおり解するとしても、X が、本件払戻し当時、キャッシュカード及び暗証番号の果たす役割、重要性等を理解することができない、第三者にキャッシュカードを渡す行為及び暗証番号を知らせる行為という客観的な行為自体の意味内容を認識できないなどの能力の状況であったのであれば、本件払戻しにつき、X の『重大な過失』が否定される余地もあると考えられる（ただし、

仮に、Xが、本件払戻し当時、当該状況にあったのであれば、本件払戻しの約7箇月後に行われたX訴訟代理人2名に対する訴訟委任行為の有効性についても、疑義が生じる可能性が高いこととなろう。しかしながら、Xからは、本件払戻し当時におけるXの能力の状況に関する具体的な主張も立証もない。翻って、Xは、Y及びB銀行に対し、本件払戻しの約10日後に、Xから本件各カードの各暗証番号等を聞き出したCとのやり取りの内容及び本件Yカードを盗取したDとのやり取りの内容について、自筆で相当程度具体的に記載した説明文書を提出していること（……）に鑑みると、Xは、本件払戻し当時、前記のような能力の状況にはなかったものとうかがわれる。そうすると、仮に、本件払戻し当時、Xの判断能力が相当程度低下していたとしても、本件払戻しにつき、Xの『重大な過失』が否定されることにはならないというべきである。

したがって、Xの前記主張は、採用することができない。」

(3)「ア Xは、本件申合せにおいては、他人に暗証番号を知らせた場合や他人にキャッシュカードを渡した場合であっても、『やむを得ない事情』がある場合には『重大な過失』を否定するべきであるとされており、本件払戻しについては、この『やむを得ない事情』がある場合として、Xの『重大な過失』は否定されるべきである旨主張する。

しかしながら、本件申合せは、一般社団法人である全国銀行協会の内部的な申合せにすぎず、しかも、本件申合せのうちXの指摘する部分は、本件申合せにおいて、預金者向けに告知を行うポスター等に『重大な過失または過失となり得る場合』として記載すべきとされているものにすぎないから、当該部分の内容は、XとYとの間で直接の法的効力を有するものではないし、本件払戻しがXの『重大な過失』により行われたか否かの判断に当たり、法の解釈を法的に拘束するものでもないから、Xの主張は失当である。また、この点を措くとしても、当該部分においては、『やむを得ない事情がある』ものとして、『重大な過失』となり得る場合に当たらないものとして取り扱う例として、病人である預金者が、介護ヘルパー等に対して暗証番号を知らせた上でキャッシュカードを渡すという行為を行ったときという例が挙げられているところ、このようなときには、当該預金者が日常生活を営むためには当該行為を行うことを回避できないといった事情が存し得ることから、当該介護ヘルパー等が当該キャッシュカード等を用いて機械式預貯金払戻しをしたとしても、その他の個別具体的な事情次第では、当該払戻しが当該預金者の『重大な過失』により行われたものと取り扱わないのが適切であり得るとの見地から、『やむを得ない事情がある』ものの典型例として当該例を掲げることが申し合わせられたものと考えられるのであって、本件申合せにおいて、『やむを得ない事情』に関して、本件のような高齢者に対する詐欺的手段を用いた不正な機械式預貯金払戻しが行われた場合一般を含むものと想定されていたとは考え難い。

したがって、X の前記主張は、採用することができない。

イ また、A 銀行及びB 銀行は、補填金支払請求をしたX に対し、それぞれ、本件A カード及び本件B カードにより不正に払戻しがされた各金額の4 分の3 に相当する各金額を支払っていることから、本件払戻しについて、X の『重大な過失』は否定されるべきことは明らかである旨主張する。

しかしながら、本件証拠（……）からは、A 銀行及びB 銀行が、当該各金額を支払うに当たり、……前提事実……の各払戻しがX の『重大な過失』により行われたことを証明できないと判断したか否かは明らかでない（A 銀行及びB 銀行は、X に対し補填金支払請求を拒否した場合、X から提起されることが想定される補填金支払請求訴訟において、当該証明をすることができる可能性が高いものの、レピュテーションリスクを回避する観点〔当該請求を拒否することにより、X を始めとする預金者から預金者保護の取組がぜい弱であるなどの意見が寄せられるなど悪評が広まる危険性を回避する観点〕や、X から支払を求められた当該各金額〔それぞれ約 38 万円及び約 72 万円。……前提事実……〕と訴訟追行に要するコストとのバランスの観点等の諸事情を検討した上で、当該請求に応じて当該各金額を支払うのが得策であるとの意思決定を行った可能性がある。）。また、A 銀行及びB 銀行が前記のとおりを判断をした事実が認められるとしても、当該判断が、本件払戻しがX の『重大な過失』により行われたか否かに関する裁判所の判断を拘束するものではない。

したがって、X の前記主張は、採用することができない。

……以上検討したところによれば、Y は、X に対し、本件払戻しにつき、法5 条に基づく補填金支払義務を負わない。」

四、本判決検討の前提

1 20 世紀終盤から、スキミングにより偽造したキャッシュカードを使った預金不正引落事件が相次いで発生し社会問題化した。また、ゴルフ場等のロッカー荒らしやスリ等による盗難カードを使った犯罪被害も続発し社会問題化した。そのため金融庁は平成 12（2000）年 4 月から偽造カード犯罪の、平成 17（2005）年 2 月から盗難カード犯罪の各被害件数を集計している⁽³⁾。これ

(3) 金融庁 HP「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」（令和 5 年 6 月 23 日）参照。

らに対し、金融機関は約款等を根拠に、ほとんど被害者の補償請求に応じてこなかった。当時のカード利用規定では、磁気記録と暗証番号を正規のものと認めて手続きを行った場合、金融機関は責任を負わないとされていたからである。そして、金融庁も預貯金者保護制度の法制化に消極的であった。そのため、議員立法により平成17(2005)年8月3日成立、同月10日公布、平成18(2006)年2月10日に施行されたのが「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(同法は「預貯金者保護法」と略称される。)である⁽⁴⁾。本法によって、従来泣き寝入りの多かったカード犯罪被害者が救済されることとなった。

2 預貯金者保護法は、第5条において、盗難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金払戻し等の額に相当する金額の補填請求権に関して定めている⁽⁵⁾。これによると、本件と同じ盗難カード類型に関して、預貯金者保護法は、

(4) 当初は偽造カード問題を立法的に解決することが主であったが、その後、盗難カード被害等の同時解決も求める声が強まったため、両カード被害者の保護法が制定されるに至った(三上徹「偽造・盗難カード等の不正使用からの預貯金者保護法の諸問題」新堂幸治=内田貴編『継続的契約と商事法務』269～270頁(2006)参照)。

(5) 第五条(盗難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金払戻し等の額に相当する金額の補てん等)

1 預貯金者は、自らの預貯金等契約に係る真正カード等が盗取されたと認める場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該預貯金等契約を締結している金融機関に対し、当該盗取に係る盗難カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻しの額に相当する金額の補てんを求めることができる。

一 当該真正カード等が盗取されたと認めた後、速やかに、当該金融機関に対し盗取された旨の通知を行ったこと。

二 当該金融機関の求めに応じ、遅滞なく、当該盗取が行われるに至った事情その他の当該盗取に関する状況について十分な説明を行ったこと。

三 当該金融機関に対し、捜査機関に対して当該盗取に係る届出を提出していることを申し出たことその他当該盗取が行われたことが推測される事実として内閣府令で定めるものを示したこと。

2 前項の規定による補てんの求めを受けた金融機関は、当該補てんの求めに係る機械式預貯金払戻しが盗難カード等を用いて行われた不正なものでないこと又は当該機械式預貯金払戻しが当該補てんの求めをした預貯金者の故意により行われたことを証明した場合を除き、当該補てんの求めをした預貯金者に対して、当該機械式預貯金払戻しの額に相当する金額(基準日以後において行われた当該機械式預貯金払戻しの額に相当する金額に限る。以下「補てん対象額」という。)の補てんを行わなければならない。ただし、当該金融機関が、当該機械式預貯金払戻しが盗難カード等を用いて不正に行われたことについて善意でかつ過失がないこと及び当該機械式預貯金払戻しが当該

預貯金者が5条1項の3つの要件（i 速やかな通知，ii 十分な説明，iii 被害届書の提示）を満たす限り，①原則として，金融機関には被害額全額の補填義務があり（5条2項本文），②金融機関が，機械式預貯金払戻しが盗難カード等を用いて不正に行われたことにつき善意・無過失，及び当該払戻しにつき預貯金者に過失があることを証明した場合は，金融機関には被害額の4分の3の補填義務（同条2項但書），③預貯金者に故意があること，または金融機関の善意・無過失及び預貯金者に重過失があることを証明した等の場合は，金融機関には補填義務なしと規定している（同条2項本文，同項但書括弧書，3項1号イ）。

3 ところで，警察庁組織犯罪対策第二課と生活安全企画課が出した「令和4年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）」（以下「令和4年版」と呼ぶ。）によると，令和4年の特殊詐欺認知件数は17570件（前年比+3072件），被害額は370.8億円（同+88.8億円）であった。そのうち本件と同様の「キャッシュカード詐欺盗」の認知件数は3074件（同+472件），被害額は46.9億円（同+7.4億円）である。したがって本件と同様の事件が，令和4年でもなお，1日8件以上発生している計算になる。

なお，高齢者（65歳以上）の被害件数は15114件，全体に占める割合は86.6%，うち高齢女性の被害件数が11559件，同割合は66.2%である。特に本

預貯金者の過失（重大な過失を除く。）により行われたことを証明した場合は，その補てんを行わなければならない金額は，補てん対象額の四分の三に相当する金額とする。

3 第一項の規定による補てんの求めを受けた金融機関は，前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当することを証明した場合には，当該補てんの求めをした預貯金者に対して，補てんを行うことを要しない。

一 当該補てんの求めに係る機械式預貯金払戻しが盗難カード等を用いて不正に行われたことについて金融機関が善意でかつ過失がないこと及び次のいずれかに該当すること。

イ 当該機械式預貯金払戻しが当該預貯金者の重大な過失により行われたこと。

ロ 当該機械式預貯金払戻しが当該預貯金者の配偶者，二親等内の親族，同居の親族その他の同居人又は家事使用人によって行われたこと。

ハ 当該預貯金者が，第一項第二号に規定する金融機関に対する説明において，重要な事項について偽りの説明を行ったこと。

ニ 当該盗難カード等に係る盗取が戦争，暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ，又はこれに付随して行われたこと。

件と同様の「キャッシュカード詐欺盗」に関しては、高齢者の割合が98.8%、うち高齢女性の割合が85.3%で、圧倒的に高齢女性が被害に遭っている⁽⁶⁾。そのため、警察庁はキャッシュカード詐欺盗等への対策として、警察官や金融機関職員等を名のりキャッシュカードを預かる又はすり替えるなど具体的な手口を積極的に広報している。その上で、警察庁は金融機関に対し①預貯金口座のモニタリングの強化や、②高齢者口座のATM引出限度額を少額とするよう働き掛ける取組みを推進しており、令和4年12月末現在、41都道府県の248金融機関が協力しているとされている⁽⁷⁾。以上を前提に、本判決について検討する。

五、Xには「重大な過失」があるか

1 まず、本判決の重過失に関する規範定立部分（判旨1下線部）は、「重大な過失」とは、行為者において予見可能性があったのに、漫然これを見過ごしたような、故意と同視し得る著しい注意欠如の状態をいうとしており、主観的過失論に立脚するものである⁽⁸⁾。もっとも今日、過失とは、予見可能性に基づく結果回避義務違反を指すとされており、（重）過失の有無を客観的に判断するのが一般的である⁽⁹⁾。実は、本判決におけるXの重過失に関するあてはめ（判旨3のアとイ）では、「……などの措置を採ることなく」とあるように、結果回避義務違反にも言及されている。したがって、本判決には、重過失に関す

(6) 令和4年版3頁。

(7) 令和4年版7頁。

(8) 失火責任法但書における「重大ナル過失」に関する最判昭和32年7月9日民集11-7-1203と同旨である。学説では、我妻榮『事務管理・不当利得・不法行為』103頁（1937）、石田穰『損害賠償法の再構成』13頁（1977）、浜上則雄『現代共同不法故意の研究』311頁（1993）等。もっとも、同最判が先例として引用する大判大正2年12月20日民録19輯1037頁は、客観的過失論に立脚している点に注意が必要である。

(9) 平井宜雄『損害賠償法の理論』400頁（1971）、前田達明『不法行為帰責論』188頁（1977）、同『民法Ⅵ₂不法行為』34頁（1980）、平井宜雄『債権各論Ⅱ不法行為』27～28頁（1992）、潮見佳男『民事過失の帰責構造』265頁（1996）、藤岡康弘『損害賠償法の構造』61頁（1998）等。重過失に関しては、潮見佳男『不法行為法Ⅰ〔第2版〕』304頁以下（2009）参照。

る規範定立部分とそのあてはめとの間に齟齬があるという問題点を指摘することができる。

2 次に本判決は、87歳のXが自称警察官のCとDによって騙された結果、⑦Cに暗証番号を知らせたこと、①Dの居る自宅玄関先にYカード入りの封筒を置いたままにしたことが、いずれも不正払戻しに悪用されることをXが「漫然」「見過ごし」として、Xには重過失ありと判断した。この判断は妥当であろうか、以下の諸点から検討する。

(1) 本件のようなキャッシュカード詐欺盗は新手の犯罪であること

警察庁の出した統計によると、本件のようなキャッシュカード詐欺盗の認知件数は、2018年が1348件である⁽¹⁰⁾。もっとも、罪名は「窃盗」となるとして、同年分は特殊詐欺⁽¹¹⁾の統計には含めず、都道府県警察に対する特別調査により集計されていた。その後、2020年1月（2019年分）からキャッシュカード詐

(10) 「平成30年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）」（以下「平成30年版」と呼ぶ。）4頁（2019）。

(11) 本件は預貯金者保護法に関する事案であるが、特殊詐欺が絡んでいるのが特徴的である。特殊詐欺に関しては、2003年5月以降発生が目立ち始めたため、警察庁では2004年から認知件数等の統計を始めている。統計開始時には、オレオレ詐欺等の比較的単純な詐欺事件が多かった。しかし今日では劇場型犯罪が増えており、犯行シナリオに合わせて、詐欺グループが役割分担をし、警察官や銀行員、弁護士など信頼のおける肩書を提示して、相手方を信じ込ませるといった巧妙な手口が主流になっている。本件も正にこの劇場型犯罪のケースである。それでは、なぜ高齢者は騙されてしまうのか。一つの分析は次のようなものである。

普段の生活で、警察署等から直接自宅に電話がかかってくることはほぼない。そのため、警察署等から電話があるだけで、何か悪いことでもあったのかと不安になる。もし、自身が知らないうちに犯罪に巻き込まれていたら、家族に迷惑をかけないためにも一人ですぐに解決したいと思う。犯人は、高齢者の不安や恐怖心、家族に迷惑をかけたくないという気持ちを利用して漬け込んでくる。また、キャッシュカード詐欺盗の場合、カードを持ち帰るのではなく、カードを封筒に入れて封印するフリをする。こうして、とても丁寧に個人情報扱っているように見せておくため、高齢者も丁寧に対応しなければと思う（これを心理学では「返報性」という）、相手方を信用してしまうのである（2022年8月31日付サクリティ HP「キャッシュカード詐欺盗とは？最新の手口と被害に遭わないための防犯対策」参照）。さらに本件では、DはXに対して「絶対にこれを開けてはいけません。」「家族にもこのことは言ってははいけません。」などと告げている。Xはこれを信じ込み、Yの担当者からの開封依頼を一旦は断っている。そのため、Yの担当者らが強く説得をして、Yは初めて開封したのである。ここでも家族に迷惑をかけたくない、一人で解決したいという高齢者の気持ちを悪用している。実に巧妙な手口である。

欺盗は特殊詐欺の一類型として集計されることとなった。その件数は、2019年が3377件、2020年が2850件、2021年が2602件、2022年が3074件である⁽¹²⁾。したがって、本件が起こったのは2019年2月中旬であるから、未だ本件のような巧妙な詐欺盗の被害類型は、国民一般に広く認知されてはいない状況にあった。なお、金融庁HPにおいて「キャッシュカード窃取による預金の不正引出しが多発しています」との注意喚起がされたのは、本事件発生から約1年4か月後の令和2（2020）年6月18日である。よって、本件のXが事件当時、CやDの行為を特殊詐欺だと見破ることは困難だったといえよう。以上の事実は、Xの重過失を否定する方向に働くと考ええる。

(2) 高齢者に関しては、過失の前提となる暗証番号の管理等について、きめ細かな対応が必要であること

これに対して判旨2（2）と3は、Yは2018年10月頃以降、ウェブサイトやポスター、ポケットティッシュ配布等により、本件のような詐欺盗について注意喚起をしており、国民に広く知られていた以上、Xには故意と同視しうる著しい注意欠如があると判断した⁽¹³⁾。しかし、このような一般的・概括的な注意喚起をもって、Xに重大な過失ありと判断するのは妥当でない。高齢者はネットを使わない方も多し、ポスターでは関心がない限りその情報は人々に伝わらない、ティッシュは貰わない人も多し通常その情報をよく見ないだろう。したがって、このような一般的な注意喚起ではなく、特に高齢者に対しては、葉書等による個別・具体的な注意喚起をする必要があったと考える。

実際、預貯金者保護法の立法過程においても、本法の提案者は、過失の前提となる「暗証番号の管理等」について、高齢者に関してはきめ細かな対応が必要であると明言していた⁽¹⁴⁾。これを受けて全銀協の申合せも「各行は法の趣旨

(12) 令和4年版2頁。

(13) 判例時報2537号22頁の「当裁判所の認定事実」も参照。

(14) 平成17年8月2日の参議院財務金融委員会における、本法提案者の一人である江崎洋一郎衆議院議員による趣旨説明（第162回国会・参議院財務金融委員会議録第17号2枚目）参照。

を踏まえ、預金者の年齢（特に高齢者など）、心身の状況等に十分配慮した対応を行うこと（特に、……預金者の（重）過失の有無を判断する場合など）」と明示している⁽¹⁵⁾。

これに対して本判決は、立法過程の議論を追いつつ、高齢者への配慮が必要なのは、金融機関として「生年月日等の類推されやすい番号を暗証番号として用いず、別の番号に変更するよう働き掛けを行」う場合に限られると解している⁽¹⁶⁾。そのため、暗証番号の変更以外の場面である本件では、高齢者へのきめ細かな対応は不要であるとする。しかし、そのような解釈は、預貯金者保護法の提案者が「暗証番号の管理等」についてとして、「等」を付加していることと明らかに反する。加えて、預貯金者保護法の制定後においては、犯罪形態の変容や科学技術の進展、社会状況の変化に応じて、金融機関も柔軟に対応する必要があるし、同法の解釈も立法者意思のみに拘泥せず、法律意思に依拠すべきことは概ね異論の余地がないであろう。

したがって、Yが高齢者に対して、葉書等による個別・具体的な注意喚起をしていないことは、Xの重過失を否定する方向に働くと考える。

(3) 預貯金者保護法における重過失の類型に関する解釈

預貯金者保護法における「重大な過失」の具体的類型は、判旨1[A]にもあるように、預貯金者が、①他人に暗証番号を知らせた場合、②暗証番号をキャッシュカード上に書き記した場合や、③自らキャッシュカードを安易に第三者に渡した場合、そして、④これらと同等程度以上に注意義務違反が著しい場合に限られる。

まず、本件XのCに対する行為は、「①他人に暗証番号を知らせた場合」に

(15) 平成17年7月19日の衆議院財務金融委員会において、江崎洋一郎衆議院議員が「この法律の成立に合わせて、全銀協その他関係金融機関が、本委員会の審議等を通じて明らかとなった過失の概念について十分御理解いただき、その趣旨に沿った基準を作成するように求めていきたい」と説明していた（第162回国会・衆議院財務金融委員会議録第24号参照）。

(16) 判例時報2537号25～26頁。

あたりそうである。しかし、XはCの詐欺によりCに暗証番号を知らせたのである。このように自らの意思により知らせたのではなく、詐欺により不本意に知らせた場合は、①にあたらないと解する。なぜなら、本判決のように重大な過失とは故意と同視できる場合をいうとし、詐欺で騙された人間の行為を重大な過失＝故意と評価するならば、民法96条1項が詐欺による表意者の行為についてその取消しを認めていることと明らかに矛盾するからである。

次に、XがDにYキャッシュカードを詐欺盗されたことは、「③自らキャッシュカードを安易に第三者に渡した場合」にはあたらない。そして、カードを詐欺盗されている以上、「④自らキャッシュカードを安易に第三者に渡した場合と同等程度以上に注意義務違反が著しい場合」にもあたらないと解する。なぜなら、キャッシュカード詐欺盗は新手の詐欺であり、安易に第三者に渡した場合とは同視できないからである。

(4) 従来の裁判例との比較検討

本判決の判断には、高松高判平成29年10月27日平成28年（ネ）第157号の判断が影響しているのかもしれない。同判決は、市職員であったSの知人ら51名が、Sの甘言に騙されて銀行との間でローン契約を締結した上で、Sにローン専用カードをすり替えられ又は詐取された結果、銀行に対し多額の借入金債務を負った事件に関して、暗証番号をSに直接伝えた等の場合には「重過失に当たるという評価を免れない」と判示した。

しかし、同事件の被害者の多くは公務員の同僚であって、①同僚からの詐欺による事案であるし、②被害者自身も高齢者ではない点で、本件とは大きく異なる。

以上より、Xには「重大な過失」があるとする本判決の判断は妥当でないと考える。

六、Yは無過失か

1 本判決では全く言及されていないが、預貯金者の重過失を理由に、金融機関に補填義務の免責を認める預貯金者保護法5条3項1号を適用する前提として、機械式預貯金払戻しが盗難カード等を用いて不正に行われたことについて金融機関の善意・無過失が要件となる（同号柱書）。それでは、本件のYは無過失といえるか。

本件において、詐欺盗カードを悪用されて200万円もの払戻しが起こった原因はどこにあるのだろうか。本件では、詐欺盗被害の日に3回計50万円、翌日に2回計150万円、合計200万円の払戻しがなされた。したがって、1日の出金限度額が10万円程度になっていれば、2日でも20万円程度の被害で済んだ。そこで、①「出金限度額を少額にしていなかった点」で、Yに過失があったといえないだろうか。

また、事件前約半年間のATM出金記録によると、Xは1か月に1回、1回あたり数万円の出金しかしていない。にもかかわらず、2日間で計5回、合計200万円という異常な出金が行なわれた。そのため、Y自身も20日の正午迄には異常を検知し、Xに出金の有無を電話で尋ねている。なぜ、事前に異常な出金が行なわれそうなことを察知できないのか。クレジットカードでは、短期間に集中して出金（利用）等が行なわれる、遠隔地で同時期にカードが利用される等の異常取引を感知した場合、取引を制限するシステムが導入されている⁽¹⁷⁾。よって、②「事前察知システムをキャッシュカードに導入していない点」で、Yに過失はないのであろうか。

2 まず①の「出金限度額を少額にしていなかった点」については、カード被害等に関して金融機関のなすべき対策として、ATM出金限度額を低額にす

(17) 吉元利行「クレジットカード業界における不正カード対策と盗難事例の補償対応について」銀法650号26頁（2005）。

べきことが本件のかかなり以前から提唱されていた⁽¹⁸⁾。本稿の筆者も、2010年には、すでに同様の主張をしている⁽¹⁹⁾。また警察庁は、2018年度より、高齢者口座のATM引出限度額を少額とするよう働き掛ける取組みを推進している⁽²⁰⁾。重要なのは、現在の低金利・オンライン決済の時代において、多くの預金者が銀行に求めるのは、多額の預金を迅速に払戻すサービスではなく、預金の安全性だということである⁽²¹⁾。したがって、預金者の利用履歴に応じた限度額設定（通常出金額の2倍までとする等）が導入・自動化されるべきである。筆者は、金融機関が漫然と出金限度額を高めに放置（本件では1日200万円）していたことが、本件被害が拡大した最も根本的な原因であると考え。よって、①「出金限度額を少額にしていなかった点」、そのため本件被害額が200万円にまで拡大したことに関して、Yには過失があると解する。

3 次に、②「事前察知システムをキャッシュカードに導入していない点」については、クレジットカードでは、以前より同システムが導入されていた。そのため、預貯金者保護法9条1項は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の防止のための措置等というタイトルで、次のように規定している。

「金融機関は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の発生を防止するため、できるだけ速やかに、機械式預貯金払戻し等に係る認証の技術の開発並びに情報の漏えいの防止及び異常な取引状況の早期の把握のための情報システムの整備その他の措置を講ずることにより、機械式預貯金払戻し等が正当な権限を有する者に対して適切に行われるこ

(18) 三上・前掲322頁等参照。

(19) 新井剛「詐取された再発行カードによる預金払戻しと預貯金者保護法」ジュリ1449号111頁(2010)。

(20) 平成30年版6頁。

(21) 松本恒雄「預金の不正払戻しに係る判例法理と預貯金者保護法」ジュリ1308号34頁(2006)参照。

とを確保することができるように……必要な措置を講じなければならない。」

同条同項の趣旨に関しては、平成 17 年 7 月 19 日開催の衆議院財務金融委員会で、石井啓一郎議員が次のように説明している⁽²²⁾。

「今回の法案の第九条で、金融機関対しまして、『偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の防止のための措置等』というところで、異常な取引状況の早期の把握のための情報システムの整備、現在は、クレジットカードの場合、異常な取引があった場合は早期のウォーニングシステムというのを設けておりますけれども、銀行カードについても、そういった異常な取引がある場合は金融機関側にも早期の把握するシステムの整備ということを求めています」。

このように預貯金者保護法 9 条 1 項は、異常な取引を早期に把握するウォーニングシステムを平成 18 年 2 月 10 日の同法施行後、可及的速やかに整備することを金融機関に求めている。そして、それは事後にではなく、クレジットカードと同様、事前に不正引出しを察知し、それを防止するシステムである。にもかかわらず、本件の Y はその整備を怠っていた。したがって Y には、②「事前察知システムをキャッシュカードに導入していない点」に関しても過失が認められる。

よって、本件ではそもそも預貯金者保護法 5 条 3 項 1 号イにおける預貯金者の重大な過失を認定する前提として、同号柱書における金融機関の善意・無過失要件を満たしていない以上、Y が補填義務を免れるのは妥当でないと考える。

七、X の主張に対する本判決の判示（1）について

本判決の判旨 4（1）は、法は、高齢等により判断能力の低下した預貯金者については、金融機関において、一般に向けた広報にとどまることなく、電話

(22) 第 162 回国会・衆議院財務金融委員会議録第 24 号（平成 17 年 7 月 19 日）参照。

やダイレクトメール等による当該預貯金者に対する個別具体的な注意喚起をしない限り、当該不正な機械式預貯金払戻しをされたことにつき『過失』が成立しないものとするを予定している旨のXの主張に関して、4点の判示をしている。

1 まず、ア．Xは、法は1条において、『預貯金者の保護』を掲げていること²³⁾、法律案の提出者も衆議院財務金融委員会において、過失が認定されるのは実際上かなり限られた場合になる旨述べていたことからすると、『重大な過失』の認定は厳格にされるべきである旨主張した。

これに対し、本判決は、『『重大な過失』の認定は厳格にされるべきであるとの原告の主張内容は、必ずしも明確ではないものの、『重大な過失』の成否に関する法の解釈及び認定に当たっては、可能な限り預貯金者の法5条に基づく補填金支払請求が認められるように行うべきであるというものであると解される。』とした上で、「法律案の提出者の一人であるH議員は、法律案について、〈1〉過失が認定されるのは実際上かなり限られた場合になるものと考えている旨の趣旨説明をしている（……認定事実……）ものの、他方で、〈2〉預貯金者が他人に暗証番号を知らせた場合、自らキャッシュカードを安易に第三者に渡した場合等の注意義務違反が著しい場合には、当該預貯金者に『重大な過失』が成立すると考えている旨の趣旨説明をしている（同……）ことに照らすと、前記〈1〉のとおりの趣旨説明がされているからといって、法律案の提出者が、『重大な過失』が成立する場合について、前記〈2〉のとおりに示した場合以上に限定する趣旨であったと解することはできない。」と判示した。

23) 第一条（目的） この法律は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等による被害が多数発生していることにかんがみ、これらのカード等を用いて行われる機械式預貯金払戻し等に関する民法（明治二十九年法律第八十九号）の特例等について定めるとともに、これらのカード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の防止のための措置等を講ずることにより、これらのカード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護を図り、あわせて預貯金に対する信頼を確保し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の安定に資することを目的とする。

この点を検討すると、確かに、Xの主張の趣旨が不明確ではある。しかし、預貯金者保護法における「重大な過失」の具体的類型は、判旨1[A]にもあるように、預貯金者が、①他人に暗証番号を知らせた場合、②暗証番号をキャッシュカード上に書き記した場合や、③自らキャッシュカードを安易に第三者に渡した場合、そして、④これらと同等程度以上に注意義務違反が著しい場合に限られるものの、本件が重過失類型（①～④）のいずれに当たるのかについて、本判決では明示されていないという問題を指摘することができよう。

2 次に、イ. Xは、法附則3条は、金融機関に対し、詐欺的手段で、キャッシュカードを盗取したり、暗証番号を聞き出したりする手口による不正な機械式預貯金払戻しの被害の発生防止に向けた注意喚起等の積極的な措置を講ずる義務を課している旨主張した。

これに対して、本判決は、「法附則3条は、法の規定について、同条所定の諸事情を勘案し、法の施行後2年を目途として検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする旨を定めるものにすぎないから、同条が金融機関に対してXの主張する前記義務を課すものであるということとはできない」と判示した。

この部分に関しては、本判決も述べるとおりであり、法附則3条から上記のような義務を導き出すことは困難である。

3 さらに、ウ. Xは、詐欺的手段を用いた不正な機械式預貯金払戻しの手口やその予防策等の注意喚起についても同様に、預貯金者に過失を認める前提として、預貯金者に対し、金融機関からの電話やダイレクトメール等により、個別的、具体的に複数回にわたり行う必要があると考えられる旨主張した。

これに対して、本判決は、「法律案の提出者の一人であるH議員は、……金融機関からの電話やダイレクトメール等により、個別的、具体的に別の番号に変更するよう複数回にわたる働き掛けを行う必要があると考えている理由について、これまで、金融機関が生年月日等の類推されやすい番号の使用を容認し、

その使用の危険性について預貯金者への説明が十分でなかったという経緯によるものである旨の趣旨説明をしている……。これに対して、詐欺的手段を用いた不正な機械式預貯金払戻しの存在は、生年月日等の類推されやすい番号の使用に係る前記経緯とは何らの関連性がない上、法律案の趣旨説明においても、金融機関において、詐欺的手段を用いた不正な機械式預貯金払戻しの手口やその予防策等の注意喚起を行うべき旨はおろか、詐欺的手段を用いた不正な機械式預貯金払戻しの現状等についてすら言及されていない」と判示した。

しかしながら、キャッシュカード詐欺盗は2018年頃から発生し始めた新手の犯罪であり、法制定当時（2005年）には、そのような手口はなかったのであるから、金融機関において、詐欺的手段を用いた不正な機械式預貯金払戻しの手口やその予防策等の注意喚起を金融機関が行うべき旨はおろか、詐欺的手段を用いた不正な機械式預貯金払戻しの現状等についてすら言及されていないのは当然のことである。本判決が、キャッシュカード詐欺盗が新手の犯罪であることを看過していることをここでも確認することができるのである。

4 そして、エ. X は、実際にも、金融機関の顧客には老若男女様々な判断能力を有する者がいることからすると、法は、預貯金者に過失を認める前提として、金融機関において、顧客の判断能力に応じたきめ細かな対応を行うことを求めているものと考えられる旨主張した。

これに対し、本判決は、「法律案の提出者の一人であるH議員は、法律案に関し、過失の前提となる暗証番号の管理等については、高齢者等に若年者等と同様の対応を求めることは無理なため、金融機関が預貯金者の年齢や心身の状況に応じた助言や説明を行うなど、きめ細かな対応を行うことが必要と考えている旨の趣旨説明をしている……ところ、当該説明は、『過失の前提となる暗証番号の管理等については』との限定が付された上でのものであることに照らすと、預貯金者に過失を認める前提として、生年月日等の類推されやすい暗証番号を使用している預貯金者に対しては、金融機関からの電話やダイレクト

メール等により、個別的、具体的に別の番号に変更するよう複数回にわたる働き掛けを行う必要があるとの説明（同……）を受けて、当該預貯金者に対し、当該働き掛けを行うに当たっては、前記のと通りの『きめ細かな対応』を行うことが必要と考えている旨の説明をしたものと考えられる。」と判示した。

しかしながら、本判決のこのような解釈は、H議員による説明が、『過失の前提となる暗証番号の管理等については』として、「等」を付加していることと明らかに反する。また、生年月日等の類推されやすい暗証番号を使用している預貯金者は、高齢者に限られず、若年者等にもいたはずである。にもかかわらず、本判決のように、きめ細かな対応を行うことが必要なのは、生年月日等の類推されやすい暗証番号を使用している預貯金者に限られると解釈するのは、明らかに妥当性を欠く解釈である。

確かに、本判旨 4 (1) エが続けて述べるように、「法律案の提出者の一人である I 議員が、参議院財政金融委員会において、委員から、法律案について、金融機関が被害を受けた預貯金者の過失又は重過失などの判断に際しては、当該預貯金者が高齢者や認知が健常者よりも困難な人である場合には、この事情を考慮して判断されるのかとの質問をされたのに対し、〈1〉預貯金者の過失や重過失については、その判断の前提となる暗証番号の管理等の注意義務について、高齢者等に若年者等と同様のレベルを求め、一律の判断を行うのは適切ではないとの認識を持っており、このような認識の下に、暗証番号の管理について、金融機関が預貯金者に働き掛ける場面においては高齢者や社会的弱者等に十分な配慮がされることが必要であると考えているとした上で、具体的には、金融機関としては、生年月日等の類推されやすい番号を暗証番号として用いず、別の番号に変更するよう働き掛けを行ってもらわなければならない、この働き掛けを行うに当たっては、個々の預貯金者の年齢や心身の状況に応じた助言を行ったり、丁寧に繰り返し説明したりするなど、きめ細かな対応をすることが必要である」と述べてはいる。

しかしながら、ここでもI議員は、「暗証番号の管理等の注意義務について、高齢者等に若年者等と同様のレベルを求め、一律の判断を行うのは適切ではないとの認識」を持っており、「等」と言及している。したがって、その後の「生年月日等の類推されやすい番号を暗証番号として用い」ている場合に関する説明は、例示と読むべきである。にもかかわらず、本判決は、「預貯金者一般（すなわち、生年月日等の類推されやすい暗証番号を使用していない預貯金者を含む。）に対して、暗証番号の管理について、当該預貯金者の年齢や心身の状況に応じた助言や説明を行うなど、きめ細かな対応を行うことが必要と考えている旨の答弁をしているわけではないことから裏付けられる。」と判示している。

ここでは、法律案の提出者が明示的に述べていれば、預貯金者を保護するが、そうでなければ保護しないという、徹底的な立法者意思説が採用されている。しかし、法律案の提出者は法案に関する全ての内容を国会や委員会で説明することができるわけではないであろう。また、例示として説明する場合も多いと思われる。にもかかわらず、法律案の提出者が明示的に述べていなければ、預貯金者を保護しないというのは、明らかに当を失した考えである。

私見は、前述のとおり、一般的・概括的な注意喚起ではならず、高齢者に対しては個別・具体的な注意喚起が必要であったと考える。したがって、本判旨4(1)には賛成できない。

八、Xの主張に対する本判決の判示(2)について

本判決の判旨4(2)は、2点について判示している。

1 まず、ア。Xは、衆議院財務金融委員会において、委員や参考人から、詐欺的手段を用いられたために第三者に暗証番号を知らせた事案について『重大な過失』を認めるのは非常に問題があるとの意見が述べられていたことを重視するべきである旨主張した。

これに対し、本判決は、「平成 17 年 8 月 2 日の衆議院財務金融委員会において、K 参考人等から、暗証番号を詐欺的な手段が用いられたために第三者に暗証番号を知らせた場合にも預貯金者に『重大な過失』があると認定することには非常に問題があるとの意見が述べられるなどしているものの、この意見は、法律案が同年 7 月 22 日の同委員会及び同月 26 日の衆議院本会議で可決された後に述べられたものであることに照らすと、法の解釈に当たり重視することはできない。」と判示した。

しかし、7 月 26 日の衆議院での可決後には、参議院で審議されており、8 月 2 日には正に参議院での可決前日で、法成立が目前に迫っていた。そして、法成立後は、公布、施行が待っているのであるから、法の実際的な運用が望ましいものとなるように、衆議院財務金融委員会で議論されていたと考えることができる。本判決のように、立法者意思説に立脚して、各議院で可決されるまでの間の委員会や国会で議論されていない限り、法解釈の埒外であるという立場を採るならばともかく、今日の通説的見解である法律意思説によるならば、衆議院本会議可決後の衆議院財務金融委員会での議論も、法解釈において参考にされることになる。加えて、法の制定後においては、犯罪形態の変容や科学技術の進展、社会状況の変化に応じて、金融機関も柔軟に対応する必要があるし、同法の解釈も立法者意思のみに拘泥せず、法律意思に依拠すべきことは概ね異論の余地がない。よって、本判旨 4 (2) アにも賛成できない。

2 次に、イ. X は、C が X から暗証番号等を聞き出した手段及び D が X から本件 Y カードの盗取した手段はいずれも巧妙であること、X は本件払戻し当時、87 歳と高齢であるなど、判断能力が相当程度低下していたこと等を理由に、本件払戻しについては、X の『重大な過失』は否定されるべきである旨主張した。

これに対し、本判決は、「預貯金者から、警察官をかたるなどの詐欺的手段を用いて、当該キャッシュカードを受け取ったり、当該キャッシュカードの暗

証番号を聞き出したりするという手口が横行していることは広く一般に知られていることや、その他に……説示したところに照らせば、仮に、C及びDの各手段が巧妙というべきものであるとしても、Xには、わずかの注意さえすれば、本件払戻しが行われる結果をたやすく予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、故意と同視し得る著しい注意欠如の状態、すなわち『重大な過失』が認められるというべきである。」と判示した。

しかしながら、前述のとおりキャッシュカード詐欺盗は新手の犯罪であり、預貯金者保護法が成立した当時にはなかった犯罪類型である。にもかかわらず、本判決は法制定当時も、本件払戻し当時も、変わらず、警察官をかたるなどの詐欺的手段を用いて、当該キャッシュカードを受け取ったり、当該キャッシュカードの暗証番号を聞き出したりするという手口が横行していることは広く一般に知られていると判示するが、事実誤認である。キャッシュカード詐欺盗は2018年頃から発生した、新手の犯罪類型であり、本件払戻し当時には、未だ広く一般には知られていなかった、そのためXに重過失があるとはおよそ言えないことを改めて強調しておきたい。よって、本判旨4(2)イにも賛成できない。

九、Xの主張に対する本判決の判示(3)について

本判決の判旨4(3)は、2点について判示している。

1 まず、ア. Xは、全銀協の申合せでは、他人に暗証番号を知らせた場合や他人にキャッシュカードを渡した場合でも、『やむを得ない事情』がある場合には『重大な過失』を否定するべきとされており、本件は、この場合にあたると主張した。

これに対し、本判決は、「本件申合せは、一般社団法人である全国銀行協会の内部的な申合せにすぎず、しかも、本件申合せのうちXの指摘する部分は、本件申合せにおいて、預金者向けに告知を行うポスター等に『重大な過失また

は過失となり得る場合』として記載すべきとされているものにすぎないから、当該部分の内容は、XとYとの間で直接の法的効力を有するものではないし、本件払戻しがXの『重大な過失』により行われたか否かの判断に当たり、法の解釈を法的に拘束するものでもないから、Xの主張は失当である。」と判示した。

しかし、本件申合せは、「今後、預金者向けに告知を行うポスター、リーフレット、ダイレクトメールなどには下記の『重大な過失または過失となり得る場合』を必ず記載し、預金者に対し明示すること」と述べており、各行が遵守すべき重要事項として位置づけられている。したがって、（本件Yは信用金庫ではあるものの）法の解釈において参考に値する内容であると評価できよう。また、判旨2（2）では、警察官をかたるなどの詐欺的手段を用いた犯行に関する注意喚起を行っていることに関して、店舗内の各所へのポスターの掲示等による告知を高く評価しながら、本判旨4（3）では、「ポスター等に記載すべきとされているものにすぎない」として、その意義に疑問を投げかけている。これは、明らかなダブルスタンダードであるといえよう。

加えて、本判決は、『やむを得ない事情がある』ものとして、『重大な過失』となり得る場合に当たらないものとして取り扱う例として、病人である預金者が、介護ヘルパー等に対して暗証番号を知らせた上でキャッシュカードを渡すという行為を行ったときという例が挙げられているところ、本件申合せにおいて、『やむを得ない事情』に関して、本件のような高齢者に対する詐欺的手段を用いた不正な機械式預貯金払戻しが行われた場合一般を含むものと想定されていたとは考え難い。」と判示する。

しかし、本件申合せは、「病気の方が介護ヘルパー等に対して暗証を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。」としており、正に、本件がこの「など」にあたるかが、問題になるはずである。しかしながら、本判決は、「例示されていなければ、預

貯金者を保護しない」という立場を墨守しているため、ここでも保護対象にはあたらないという紋切型の結論が導き出されている。よって、本判旨4(3)アにも賛成できない。

2 また、イ. Xは、A銀行及びB銀行は、補填金支払請求をしたXに対し、それぞれ、本件Aカード及び本件Bカードにより不正に払戻しがされた各金額の4分の3に相当する各金額を支払っていることから、本件払戻しについて、Xの『重大な過失』は否定されるべきことは明らかである旨主張する。

これに対して、本判決は、「A銀行及びB銀行が、当該各金額を支払うに当たり、……Xの『重大な過失』により行われたことを証明できないと判断したか否かは明らかでない」とし、「当該証明をすることができる可能性が高いものの、レピュテーションリスクを回避する観点〔……悪評が広まる危険性を回避する観点〕や、……当該各金額……と訴訟追行に要するコストとのバランスの観点等の諸事情を検討した上で、当該請求に応じて当該各金額を支払うのが得策であるとの意思決定を行った可能性がある。」と付言する。また、「A銀行及びB銀行が前記のとおり判断をした事実が認められるとしても、当該判断が、本件払戻しがXの『重大な過失』により行われたか否かに関する裁判所の判断を拘束するものではない。」とも判示している。

しかしながら、メガバンクの一つであるA銀行のみならず、同じくメガバンクの一つであるB銀行までもが、Xの補填金支払請求を認めている事実を裁判所は直視するべきであったであろう。レピュテーションリスクを回避する観点や支払金額とコストとのバランスという観点も結構ではあるが、なぜ両行がそのような決定をしたのかを法的観点からより省察するべきではなかったであろうか。本判旨は、裁判所の独善とのそしりを免れないであろう。よって、本判旨4(3)イにも賛成できない。

十、おわりに

1 本件が控訴されず、本判決が確定してしまったことは誠に残念である。本判決が他の同種事件において参考とされないことを切に望みたい。また、警察庁が推進する取組に対し、各金融機関は真摯に対応し、預金者の利用履歴に応じて引出限度額を少額にすることが強く求められている。さらに、AIの発達とその利用が進む今日、不正引出しを事前に察知し、それを排除するシステムの迅速な確立が必須であることを各金融機関や全銀協、全信協、全信組連等に対しては改めて強調しておきたい。

2 最後に、ますます進展する高齢化問題に対して法律家は如何に対峙するべきか、法曹養成制度は如何にあるべきか、裁判官（育成）制度は改革を要しないか⁽²⁴⁾等を、本判決を契機に考えたことを付言する。

（完）

(24) 通常、下級審裁判所における合議裁判の判決は、最も期が若い左陪席の裁判官が起案をし、それを中堅の右陪席の裁判官が添削をした上で、最後に裁判長がさらに確認・添削をして、完成させることが多い。本判決に関しても、おそらくはこのような方式で作成されたものと思われる。ところで、本判決の裁判官がどのようなルートを経て、裁判官になったのかは不明であるが、レピュテーションリスク等に関する知識を有する一方で、高齢者への配慮の欠如や、法律案提出者が述べていなければ預貯金者を保護しないという解釈態度（しかも「等」という文言があるにもかかわらず、それを見過ごした解釈をしている。）は、大いに問題があるであろう。司法試験のあり方や司法研修所での研修内容、さらには裁判官の育成制度、ひいては未だにキャリア制度を墨守する裁判官採用制度そのものの再検討が必要なのかもしれない。